

小象の「ヒトクマール」



生活習慣病防止へ！
市民と医療者の会

市民と医療者の会

◎憲法二十五条
日本国憲法というと、最近ではなにかと九条が話題になりませんが、経済白書にも「健康で文化的な生活」の最低限度の生活」という言葉が登場したところ、注目を集めていたのは二十五条でした。この裁判は、生活保護費の増額を求め、訴訟を起しました。この裁判は大きな話題となり、最高裁まで争われましたが、原告の死亡によって終了しました。文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

これは、帝国憲法には定められなかった国民の生存権を初め、2項にはそのための国の

医療と法

技術進歩、社会変化に対応

責務を謳っています。医療と法を考えると、国の最高法規にこの定めがあることをま

◎医療に関する法律

さて、医療に関する法律を医事法と呼びますが、医事法という名の法律があるわけではなく、さまざま関連する

に、患者も守っているのです。医師等の処方せんに基づく調剤を業として行えることも

②医療関係者に関する法律
(1)医師法
医師の任務、免許、処分、医師の名称を使うことの禁止

などについて定めています。また、高齢化社会の急速な進展や、患者の主体的地位を

の確保等に関する法律」が施行されました。

法律の総称です。そのうち「医療禁止、資格のないものが医師の名称を使うこと」の禁止など

③保健師助産師看護師法
保健師、助産師、看護師の資格を向上し、医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを

私がお小生のころ、担任の先生から、人間も遺伝子を元に

医療に関する法律は、常にこのような医学的進歩や社会的変化に敏感に対応している

①医療法
病院や診療所、助産所の開設、管理、整備の方法などを定める。また、患者への情報提供を義務付けたり、

④薬剤師法
薬剤師の任務、免許、試験

2014年、薬事法の改正とともに「再生医療等の安全性

「闇を照らす六つの星」「はるかなる絆のバトン」など



レモスの風屋
「闇を照らす六つの星」「はるかなる絆のバトン」など